

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制課長 成田 浩司



電子マニフェストの加入促進について（依頼）

産業廃棄物行政の推進につきましては、日頃より格段の御配慮を賜り御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 12 条の 5 に規定する電子マニフェストは、紙マニフェストを交付する代わりに、記載内容を電子データとして情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。）を指定）を介して、ネットワーク上でやりとりするもので、平成 10 年 12 月から運用が開始され、現在、その普及率は約 59%に達しています。

平成 30 年 6 月には、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（閣議決定）において、電子マニフェストの普及率を 2022 年度（令和 4 年度）までに 70%に拡大する目標が掲げられたことから、環境省では「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」を策定し、地方公共団体及び JWセンターと連携し、電子マニフェスト加入を排出事業者、産業廃棄物処理業者等関係各方面に働きかけているところです。

下記に示すとおり、電子マニフェストは貴協会傘下会員の皆様の業務効率化、法令遵守に非常に有効なシステムですので、傘下会員各位の電子マニフェスト加入促進について特段の御協力を賜りますようお願いいたします。

【電子マニフェスト導入のメリット】

- 事務の効率化について
 - パソコンやスマートフォンから簡単に登録・報告が可能となること。
 - マニフェストの保存が不要であること。
 - 廃棄物の処理状況の確認が容易であること。
 - マニフェストデータの活用が容易であること（例：公共工事等の廃棄物処理実績確認として活用可能）。
 - 事務効率化による人件費の削減が可能であること。
- 法令の遵守について
 - マニフェストの誤記・記載漏れがなくなること。
 - 排出事業者が処理委託した廃棄物の処理終了確認期限が自動的に通知され、確認漏れを防止できること。
- データの透明性について
 - マニフェストの偽造がしにくいこと。
 - マニフェスト情報を第三者である情報処理センターが管理・保存すること。
- マニフェスト登録状況の行政報告について
 - 電子マニフェスト利用分は、情報センターが報告するため排出事業者の報告が不要であること。